



2026年5月11日

各 位

会 社 名 ニチアス株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 亀津 克己  
コード番号 5393 (東証 プライム)  
問 合 せ 先 代表取締役 専務執行役員 山本 司  
電 話 番 号 (広報課) 03-4413-1194  
(URL) (<https://www.nichias.co.jp>)

## 株式交付制度の導入に伴う自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年5月11日開催の取締役会において、株式交付制度の導入に伴う自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年5月28日
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 156,080 株
(3) 処分価額	1株につき 3,179 円
(4) 処分総額	496,178,320 円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与ESOP信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、当社および当社の子会社等の従業員（国内非居住者を除きます。以下「対象従業員」といいます。）を対象に、従業員の努力と支援に感謝を示すとともに、従業員の帰属意識の醸成と経営参画意識を持たせ、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、「株式付与ESOP信託」（以下「ESOP信託」といいます。）を活用した株式交付制度の導入について2026年3月23日開催の取締役会および2026年5月11日開催の取締役会において決議いたしました。なお、ESOP信託の概要については、2026年5月11日付で公表いたしました「当社および当社子会社等の従業員に対する株式交付制度の詳細決定に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、ESOP信託の導入に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する株式付与ESOP信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」という。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）に対し、自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に対象従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し0.08%（2026年3月31日現在の総議決権個数629,016個に対する割合0.08%。いずれも小数点第3位を四捨五入。なお、当社は2026年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っているため、希薄化の規模および総議決権個数に対する割合は株式分割を考慮し算出しております。）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は、株式交付規程に従い対象従業員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

### 3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2026年5月8日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社株式の終値である3,179円としております。当該価額を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては、監査役全員（5名にて構成。うち3名は社外監査役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

### 4. 企業行動規範上の手続

本自己株式処分による株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上